

歯科外来診療医療安全対策加算2に係る施設基準届出揭示事項

当院では、歯科診療に係る医療安全について取り組んでいます。

《主な取り組み内容》

1. 医療安全に関する研修を修了した歯科医師が治療を行っております。
2. 治療中における緊急時に円滑な対応ができる体制を構築しています。
《緊急時の連絡体制方法等》
※緊急院内放送(コードブルー)による対応
3. 患者様にとって安心して安全な治療を行えるよう、また、治療中に急な体調の変化にも対応できるよう以下の機器を常備しています。

●自動体外式除細動器(AED) ●パルスオキシメーター ●血圧計
●酸素 ●血圧計 ●救急蘇生セット
4. 院内感染予防策として、患者ごとに使用機器を交換しており、専用の機器で洗浄・滅菌処理を徹底しています。
5. 医療法に基づき、医療安全管理指針などを定めるなど、日頃より安全対策室を中心に全職員が医療安全に心がけています。